ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷（イに掲げる土地の区域を除く。）

山口県下関市豊田町大字高山
字節杭　二七二番二
二七三番一
二七三番二
二七三番四

○国土交通省告示第九百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月三十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(一)　中村川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

山口県下関市大字員光
字流河原　八五八番二
字道祖のとを　八五九番

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(一)　新長尾川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の新長尾川の中心線から左岸十五メートル及び右岸十メートルまでの土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第百三号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

山口県防府市大字牟礼
字鮫川　二四一番一一五　一号
二四一番一一二　二号
二四一番一〇三　三号
字長尾　二〇四番　四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小浜川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県長門市
東深川字山口ケ浴　八一番一〇　一号
八一番一　二号から五号
仙崎字山口ケ浴　二五一番　六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奈古川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県阿武町大字奈古
字狭間　三〇七四番一　一号
三〇六七番一　二号及び三号
字上浴　一〇五八一番一　四号から六号
三一〇七番一　七号
一〇五七五番一　八号
三一〇三番一　九号
三一〇〇番　十号

○国土交通省告示第九百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十四年八月三十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高山川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和二十六年建設省告示第五百九十六号で指定した高山川に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第九百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月三十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺ノ裏沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県西置賜郡小国町大字五味沢
字地竹沢口　一一七七番三　一号
字水上沢　一一七八番一六　二号
一一七八番一　三号及び四号
一一七八番一四　五号
字寺屋敷　七七八番　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

後ノ沢及び同左支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県西置賜郡小国町大字五味沢
字地蔵浦　一二八三番　一号及び二号並びに四十三号から四十五号
九三六番一　三号及び四号
九一三番二　五号から七号
一二七四番　八号
九五四番二　十五号
一二八八番　十六号及び十七号
九八一番　三十号
九七四番　三十一号
九七一番　三十二号
九五四番一　三十四号及び三十五号
九五五番　三十六号
一二八九番　三十八号
九四二番一　四十号及び四十一号
一二七八番　四十二号
九一六番　九号
九〇八番一　十号及び三十九号
九〇八番一地先水路敷　十一号及び十二号
九一二番一　十三号、十四号及び三十七号

字石塔沢山　一一七九番一九　十八号
字後沢山　一一八〇番三　十九号から二十一号
一一八〇番七　二十二号
一一八〇番九　二十三号及び二十四号
一一八〇番一二　二十五号から二十九号
一一八〇番二　三十三号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水無沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県新発田市上寺内
字水無沢　二六二三番　一号
二六二六番　二号
二六二七番　三号
二六二九番　四号
二六三一番　五号
二六四三番二　六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

林ノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県新発田市上寺内
字林ノ沢　二九一〇番　一号
二九二三番　二号
二九三二番　三号
二九六五番六　四号
二六六八番三　五号
二六六六番一　六号及び七号
二六六八番一　八号及び九号
二九四七番　十号
二六七三番一　十一号
字下稲葉　一一六四番二　十二号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

杉ノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県新発田市上赤谷
字宮田　一一九一番三　一号
一一四六番　二号
四八五九番　八号
四八六五番一及び四八六七番一　九号及び十号
一〇九〇番地先道路敷　三号
字杉ノ澤　四八一六番　五号
四八二六番一及び四八二六番二　七号
字夏井　四七九四番　四号
四七八八番　六号
字八方山　四八七七番七　十一号